

青森県報

第二千九百三十三号

平成二十年
五月十六日
(金曜日)

目次

告 示

青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (経 理 課) …… 一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (財産管理課) …… 二

大規模小売店舗の変更の届出…………… (経営支援課) …… 二

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (警察本部) …… 三

人事委員会

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則…………… (管 理 課) …… 四

公営企業…………… (管 理 課) …… 四

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (病 院 局) …… 四

告 示

青森県告示第四百二十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成二十年五月十九日から施行する。

平成二十年五月十六日

第二号の表中

八戸信用金庫下長支店

八戸信用金庫下長支店

八戸信用金庫十和田営業部

八戸信用金庫三沢支店

八戸信用金庫北園支店

八戸信用金庫大学通支店

八戸信用金庫十和田湖町支店

八戸信用金庫三沢支店

八戸信用金庫野辺地支店

八戸信用金庫七戸支店

八戸信用金庫六戸支店

八戸信用金庫東北町支店

八戸信用金庫下田支店

八戸信用金庫下田支店

八戸信用金庫下田支店

八戸信用金庫下田支店

八戸信用金庫下田支店

八戸信用金庫下田支店

八戸信用金庫下田支店

八戸信用金庫下田支店

八戸信用金庫下田支店

八戸信用金庫下田支店

八戸信用金庫下田支店

八戸信用金庫下田支店

八戸信用金庫下田支店

八戸信用金庫下田支店

青森県知事 三 村 申 吾

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

八戸市長苗代二丁目

を

に改め、

を削る。

十和田信用金庫六戸支店
 十和田信用金庫東北町支店
 十和田信用金庫下田支店
 十和田信用金庫下田支店おいらせ町役場分庁舎出張所
 十和田信用金庫青葉支店

上北郡六戸町大字大落瀬
 上北郡東北町字上笹橋
 上北郡おいらせ町中下田
 上北郡おいらせ町上明堂
 上北郡おいらせ町青葉五丁目

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
 県庁舎等清掃作業委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 青森県総務部財産管理課
 青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
 一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
 平成二十年三月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
 東洋建物管理株式会社
 青森市橋本一丁目七の三

六 契約金額

三千二百二十五万六千円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十年二月八日

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ショッピングプラザおきだて
 青森市柳川二丁目四の二二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
 青森木材防腐株式会社
 代表取締役 小笠原金哉
 上北郡七戸町字原久保九五の三七
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設に関する事項	大規模小売店舗の開業及び閉店時刻	大規模小売店舗の開業及び閉店時刻	平成 二〇・五・一六
大規模小売店舗の営業方法	大規模小売店舗の開業時刻（ただし、年間十日間） 午前七時～午後十一時 （A館）	大規模小売店舗の開業時刻 午前七時～午後十一時 （A館）	
大規模小売店舗の営業方法	大規模小売店舗の開業時刻 午前七時～午後十一時 （A館）	大規模小売店舗の開業時刻 午前七時～午後十一時 （A館）	
大規模小売店舗の営業方法	大規模小売店舗の開業時刻 午前七時～午後十一時 （A館）	大規模小売店舗の開業時刻 午前七時～午後十一時 （A館）	

乗客が利用する時間帯	開店時刻 三十分 閉店時刻 三十分	午前八時五十分(ただし、年間十日間午前六時五十分)から午後十一時十五分まで	午前九時 午後七時	閉店時刻 午前一時
------------	----------------------------	---------------------------------------	--------------	--------------

四 届出年月日

平成二十年四月二十四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十年五月十六日から同年九月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年九月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

通信指令システム 一式

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十年五月七日

六 契約の相手方の名称及び住所

富士通株式会社青森支店

青森市長島二丁目三の一

七 契約金額

三億三千七十五万円

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十年三月二十六日

人事委員会

平成二十年三月二十四日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社東武

福島県南相馬市原町区下北高平字堂下一四二の三

六 契約金額

年額一億二千九百十五万円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十年二月八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭